

## 10 交通法規の遵守

交通事故は、一瞬の気のゆるみやちょっとした不注意から起こりますが、飲酒運転などによる悪質な事故については、免職も含む厳しい処分が科されます。

また、飲酒運転はもちろんですが、交通違反は、法令を遵守すべき公務員として誠にふさわしくない行為です。

### (1) 教職員として知っておかなければならないこと

飲酒運転は、原則として懲戒免職処分の対象となります。

また、ひき逃げや飲酒運転などの悪質な違反の場合、その車両の同乗者など関係者も処分されることがあります。

なお、万一事故を起こしてしまった場合は、直ちに次の措置をとることが必要です。

- ・ 負傷者の措置を最優先に行うこと。
- ・ 関係機関に直ちに通報し指示を得ること。
- ・ 校長等服務監督者に速やかに報告すること。
- ・ 軽微な事故でも必ず警察に通報すること。
- ・ その他状況に応じて必要な措置をとること。

さらに、自転車の運転についても、罰則があることを再確認してください。

- ・ 飲酒運転 等 …… 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 信号無視、指定場所一時不停止、右側通行 等 …… 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・ 無灯火運転、傘さし運転、急な進路変更 等 …… 5万円以下の罰金
- ・ 並進通行、二人乗り 等 …… 2万円以下の罰金又は科料

※ 自転車運転のルールや罰則等の詳細については、京都府警察本部のホームページ ([http://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki\\_k\\_t/jitensha/](http://www.pref.kyoto.jp/fukei/kotu/koki_k_t/jitensha/)) で確認してください。

なお、罰則はありませんが、平成30年4月1日より、京都市内・京都府内において自転車を利用する全ての方は、自転車保険へ加入することが義務化されます。

### (2) 教職員に求められること

交通法規は、一人一人の心がけ次第で確実に遵守できます。

ゆとりのない運転や不注意が重大な事故の原因になりますので、法定速度、一時停止等の遵守はもちろんですが、「自分は大丈夫」などと絶対に過信せず、時間的・精神的なゆとりを持って運転することが大切です。

なお、いうまでもありませんが、飲酒運転、速度超過、無免許運転などの悪質な違反行為は絶対に行ってはなりません。

また、交通事故を起こしてしまうと、刑事裁判により禁固以上の刑が確定した場合は失職するほか、民事責任及び行政責任が生じることについても十分認識するとともに、万が一の場合に備えて、適切な任意保険に加入しておくことも必要です。

### 【懲戒処分事例】

- 前日深夜まで飲酒し、酒気帯びの状態でも早朝、自家用車を運転した。(停職)
- 夕食で飲酒した後、自家用車を運転した。(停職)
- 自動車運転免許証が失効していることに気付きながら数年間、運転を続けた。(停職)
- 自家用車で走行中、道路を横断中の歩行者をはねて死亡させた。(減給)

## 【関係法令等】

### 道路交通法(昭和35年法律第105号)

(最高速度)

第22条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金(第118条)

(無免許運転の禁止)

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第90条第5項、第103条第1項若しくは第4項、第103条の2第1項、第104条の2の3第1項若しくは第3項又は同条第5項において準用する第103条第4項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第117条の2の2)

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第117条の2・飲酒運転)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第117条の2の2・酒気帯び運転)

(過労運転等の禁止)

第66条 何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第117条の2・薬物等)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第117条の2の2・その他)

(安全運転の義務)

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(交通事故の場合の措置)

第72条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(第119条・過失は10万円以下の罰金)

### 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)

(危険運転致死傷)

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

- (1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- (2) その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- (3) その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- (4) 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(5) 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に見放し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(6) 通行禁止道路(道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。)を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

**第3条** アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

**第4条** アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

**第5条** 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

**第6条** 第2条(第3号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、6月以上の有期懲役に処する。

2 第3条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は6月以上の有期懲役に処する。

3 第4条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、15年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、10年以下の懲役に処する。

### 【関係資料等】

- ・教職員に係る交通事故防止の徹底について  
(平成元年6月26日付け元教職第212号 京都府教育委員会教育長通達)
- ・教職員の交通事故防止の徹底について  
(平成27年1月15日付け7教職第80号 京都府教育委員会教育長通達)
- ・教職員の服務規律の確保について  
(平成29年11月30日付け9教企第391号 京都府教育委員会教育長通達)

## 11 個人情報の保護

個人情報とは、個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、個人を特定することができるものをいいます。  
多くの個人情報を保有している学校においては、情報管理のあり方が問われます。

### (1) 教職員として知っておかなければならないこと

京都府個人情報保護条例では、収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理、職員の義務等について規定されています。

#### 【京都府個人情報保護条例の主なポイント】

- ① 適切な収集
  - ・ 個人情報の収集は、目的及び根拠を明確にして行わなければならない。
  - ・ 収集目的の達成のために必要な情報以外は、収集してはならない。
- ② 利用及び提供の制限
  - ・ 学校内部であっても、目的以外のために利用してはならない。
  - ・ 学校以外のものに提供してはならない。
- ③ 適正な管理
  - ・ 管理する個人情報については、事務の目的達成に必要な範囲において、正確なものに保つよう努めなければならない。
  - ・ 個人情報の漏えい、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
  - ・ 管理する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、または消去しなければならない。
- ④ 開示
  - ・ 本人から請求があれば、原則としてすべての個人情報を開示しなければならない。

### (2) 教職員に求められること

府内の学校でも、個人情報が漏えいする事故が毎年発生しており、その原因のほとんどは不注意によるものです。

成績等の個人情報を学校から持ち出さないことはもちろん、USBメモリや書類等の紛失、パソコンの盗難、パスワードの管理、データの誤消去、郵便やメールの誤送付などにも、日頃から十分注意する必要があります。

また、SNS (Facebook、LINE等のソーシャルネットワーキングサービス)等の私的利用に際しても、児童生徒の個人情報(写真を含む。)を掲載するなど、不適切な内容を発信することがあってはなりません。教職員と児童生徒との間で、校務や業務に関係のない私的なメールやSNSのやりとりをすることがないように徹底する必要があります。

個人情報の取扱いに迷ったら、一人で判断せず、必ず上司に相談することが重要です。

#### 【懲戒処分事例】

- 自宅付近に駐車中の自家用車内に生徒等の個人情報が入ったパソコンを放置していたところ、車上盗難に遭い紛失した。(戒告)
- 帰宅途上、パチンコ店に立ち寄り遊興中、駐車中の自家用車が車上盗難に遭い、車内に置いたままにしていた生徒等の個人情報の入ったCDを紛失した。(戒告)
- 個人情報が記載された私物のUSBメモリを校外に持ち出し、ずさんな取扱いにより紛失した。(戒告)

#### 【関係法令等】

##### 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(2) 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

##### 京都府個人情報保護条例(平成8年条例第1号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。  
ア 個人が特定され得る情報であつて、イに掲げるもの以外のもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）  
イ 個人識別符号（次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。）が含まれるもの  
（ア）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該個人が特定され得るもの  
（イ）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者が特定され得るもの
- (2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び京都府公立大学法人をいう。
- (3) 法令等 法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示をいう。
- (4) 本人 個人情報から特定され得る個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員（京都府公立大学法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第18号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体又は事業を営む個人をいう。  
（適正管理）

**第8条** 実施機関は、その管理する個人情報を事務の目的の達成に必要な範囲内において正確なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに消去しなければならない。

（職員の責務）

**第9条** 実施機関の職員又は職員であつた者は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

**第54条** 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第10条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第55条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

※ 市町(組合)立小中義務教育学校教職員の皆さんは、関係地方公共団体が制定した個人情報保護条例等を参照してください。

#### 【関係資料等】

- ・教職員の服務規律の確保について  
（平成29年11月30日付け9教企第391号 京都府教育委員会教育長通達）